

総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太田 修	尾上 昭則	出射 實	宮本 英美
由喜門 尊	藤原 由果	宇津木 康文	石黒 五月
藤原 和正	久山 英之		

欠席委員

大森茂利

4. 農地利用最適化推進委員

服部 千敏	大河原律夫	佐藤辰也	時岡加卓
大森文生	山内桂三	大森幹男	山本祐章
久米啓之			

欠席委員

田中伸五

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔
事務局 藤原 将也
事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

その他

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和6年度瀬戸内市農業委員会、第9回の総会を始めます。会長よろしくお願ひします。
- 議長 (あいさつ)
皆様の適正な審査、よろしくお願ひします。
- 事務局長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。
なお、農業委員 大森 茂利 委員、推進委員 田中 伸五 委員から欠席届が出ていることを報告します。
以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に藤原 由香 委員、宇津木 康文 委員よろしくお願ひします。
それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料1項目をご覧ください。第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。
- 【1番案件】**
- 譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
農地の所在2筆「牛窓町牛窓■■■」。面積「1, 546m²」。
「牛窓町牛窓■■■」。面積「407m²」。
登記、現況地目いずれも「畑」。面積「1, 953m²」。農地までの距離「100m」。耕作面積「10, 878m²」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。
- 【2番案件】**
- 譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
農地の所在2筆「瀬戸内市邑久町豆田■■■」。面積「1, 068m²」。
「瀬戸内市邑久町豆田■■■」。面積「816m²」。
登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 884m²」。農地までの距離「200m」。耕作面積は「8, 814m²」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在8筆「邑久町福中■■■」。面積「908m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「714m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「553m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「580m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「671m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「516m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「1,489m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「291m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「134m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「142m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「842m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「1,389m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「80m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「533m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「557m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「669m²」。

登記、現況地目「田」または「畠」。面積「10,068m²」。農地までの距離「30,000m」。耕作面積は「9,206m²」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在2筆「邑久町豊原■■■」。面積「662m²」。

「邑久町豊原■■■」。面積「65m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「727m²」。農地までの距離

「600m」。耕作面積「215,296m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在3筆「長船町磯上■■■」。面積「1,201m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「7 8 7 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「1, 3 2 5 m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「3, 3 1 3 m²」。農地までの距離「1, 0 0 0 m」。耕作面積「2 9 0, 6 3 7. 9 9 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■ ■円となっています。

【6番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

農地の所在2筆「長船町磯上■■■」。面積「1, 8 7 5 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「1, 5 5 4 m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「3, 4 2 9 m²」。農地までの距離「1, 0 0 0 m」。耕作面積「2 9 0, 6 3 7. 9 9 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■ ■円となっています。

【7番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

農地の所在2筆「長船町磯上■■■」。面積「1, 6 6 2 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「1, 3 8 5 m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「3, 0 4 7 m²」。農地までの距離「1, 0 0 0 m」。耕作面積「2 9 0, 6 3 7. 9 9 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■ ■円となっています。

【8番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

農地の所在2筆「長船町磯上■■■」。面積「1, 4 1 5 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「1, 7 5 6 m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「3, 1 7 1 m²」。農地までの距離「1, 0 0 0 m」。耕作面積「2 9 0, 6 3 7. 9 9 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■ ■円となっています。

【9番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 517 m²」。農地までの距離「1, 000m」。耕作面積

「290, 637.99 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

【10番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 623 m²」。農地までの距離「1, 000m」。耕作面積

「290, 637.99 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

【11番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在 2筆 「長船町磯上■■■」。面積「761 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「493 m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 254 m²」。農地までの距離「600m」。耕作面積「14, 615.23 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

【12番案件】

借人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

貸人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 404 m²」。農地までの距離「29, 900m」。耕作面積

「809, 230.16 m²」。耕作者数「35名」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、以上権設定によるもので10aあたり年額■ ■円となっています。

【13番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地「長船町福里■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「2, 728m²」。農地までの距離「1, 500m」。耕作面積

「290, 637.99m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

【14番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地「長船町服部■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 599m²」。農地までの距離「500m」。耕作面積「290, 637.99m²」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。以上、説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、服部委員より説明をお願いします。

服部委員 1番案件について、譲受人は2年ほど前から前島での農家としての将来を考え頑張っています。譲渡人は農地を島外からの管理が出来ず困っていたところ話がまとまりました。問題ありません。

議長 2番案件、3番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 2番案件について、譲渡人は県外にいて管理できないということで話がまとまりました。3番案件ですが、譲渡人、譲受人は先月の農業委員会会議で農地法第3条許可を受けておりますが、残りの農地も売買することに至ったもので、前回同様問題ありません。

議長 4番案件について、田中委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局 4番案件について、譲渡人、譲受人の間で話がまとまり、譲受人は認定農業者でもありしっかり農業をされているので問題ありません。

議長 5番案件から12番案件について、時岡委員より説明をお願いします。

時岡委員 5番案件から8番案件について、同じところの土地になり、譲受人が隣の田んぼを作らせてもらって、一枚の田んぼを広げていき耕作していく予定です。そのなかで、5番案件、6番案件、8番案件の譲渡人は農業をする意志がないということで話がまとまりました。7番案件の譲渡人は農業をされていますが、将来的に息子さんが農業をする意志がないと

ということで話がまとまりました。9番案件について譲渡人が作るのが大変で売ろうかと思っていますと10番案件の譲渡人に相談したところ、一緒に売ってくださいということで譲受人と話がまとまりました。11番案件は譲受人が管理していましたが、譲渡人が売ろうと思っていると話をしたところ、購入したいと話がまとまりました。12番案件ですが、前回承認していただいたもので問題ありません。

議長 13番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大森委員 13番案件について、譲渡人は現在稻作をされておりません。田んぼを手放して、自宅近くの畑を買って畑作に専念したいということで譲受人に相談し、話がまとまりました。問題ありません。

議長 14番案件について、久米委員より説明をお願いします。

久米委員 14番案件について、譲渡人の農地は譲受人が耕作しています。そのなかで、話がまとまりました。問題ありません。

議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から14番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、2頁をご覧ください。第2号議案、農地法第4条許可申請について、ご説明します。

【1番案件】

申請人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

土地の所在「牛窓町牛窓■■■」。登記地目、現況地目いずれも「畑」。面積「373m²」。転用目的「自己住宅」。施設の概要「平屋建 1棟 37.63m²」。建ぺい率「31%」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外です。

位置図は資料7頁をご覧ください。牛窓海水浴場から西へ800mに申請地があります。

【2番案件】

申請人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

土地の所在「邑久町箕輪■■■」。登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「327m²」。転用目的「農家住宅」。施設の概要「2階建 1棟

103. 21m²」。建ぺい率「31. 5%」。農地区分10aあたり収量「第1種農地 米 400kg」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外です。

位置図は資料9頁をご覧ください。北側に長船駅があり南へ1.5kmのあたりに申請地があります。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山 本 委 員 1番案件について、既に家を土地の真ん中に建てられていますが、増築したいと申請がありました。排水などについても問題ありません。

議 長 続きまして、2番案件について、吉田委員より説明をお願いします。

吉 田 委 員 2番案件について、現在は岡山市で暮らしています。この度実家に戻つて田んぼをして暮らしていきたいという希望があり、農家住宅を建てるという申請です。農業もされていて、機械も揃っていて問題ありません。排水についても問題ありません。

議 長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番から2番までの案件について、許可に賛成の方は举手をお願いします。

(賛成者举手)

全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、3頁をご覧ください。第3号議案、農地法第5条許可申請について、ご説明します。

【1番案件】

譲受人「邑久町尾張288番地2 不動産業 エステートプランニング株式会社 代表取締役 永山 弘之」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町山田庄■■■」。登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「428m²」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

土地の所在「邑久町山田庄■■■」。登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「1, 691m²」。

3人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町山田庄■■■」。登記地目、現況地目いずれも

「田」。面積「1, 390 m²」。

転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 14棟 791.5 9 m²」。建ぺい率「29. 60%」。農地区分10aあたり「第2種農地 米450kg」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転で10aあたり■ ■円、農用地区域外、開発・諮問案件です。位置図は資料11頁をご覧ください。申請地の裏側に現在移転しています瀬戸内市商工会があり、その後ろ側が今回の申請地になります。

【2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在2筆「邑久町向山■■■」。面積「89 m²」。

「邑久町向山■■■」。面積「196 m²」。

登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「285 m²」。転用目的「分家住宅」。施設の概要「2階建 1棟 105.58 m²」。建ぺい率「36.90%」。農地区分10aあたり「第1種農地 米420kg」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定で10aあたり■ ■円、農用地区域外です。位置図は資料13頁をご覧ください。オージー技研株式会社から400mの辺りに申請地があります。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町尻海■■■」。登記地目、現況地目いずれも「畑」。

面積「922 m²」。転用目的「陶芸窯」。施設の概要「陶芸窯 17.

50 m²、資材置場 435 m²」。農地区分10aあたり「第2種農地 普通畑」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転で10aあたり■ ■円、農用地区域外です。位置図は資料15頁をご覧ください。瀬戸内Kirei太陽光発電所から入り上に上がるところが今回の申請地となります。

【4番案件】

譲受人「長船町東須恵1373番地5 販売業 株式会社大町 代表取締役 秋山 秀行」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町東須恵■■■」。登記地目、現況地目いずれも

「田」。面積「2, 125 m²」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在2「長船町東須恵■■」。登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「1, 631m²」。

3人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町東須恵■■■」。登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「1, 430m²」。

4人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町東須恵■■■」。登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「1, 870m²」。

5人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町東須恵■■■」。登記地目、現況地目いずれも「畠」。面積「137m²」。

6人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在2筆「長船町東須恵■■■」。面積「49m²」。

「長船町東須恵■■■」。面積「554m²」。

登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「603m²」。

7人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町東須恵■■■」。登記地目、現況地目いずれも「田」。面積「949m²」。

転用目的「露天駐車場」。施設の概要「露天駐車場 8, 745m²」。

農地区分10aあたり収量「第2種農地 米500g 普通畠」。資金

「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転で10aあたり■ ■円、農用地区域外農地、開発・諮問案件です。位置図は資料17頁をご覧ください。株式会社大町の隣接する東側が今回の申請地となっております。

【5番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4番33号 電気業 中国電力株式会社
代表取締役 中川 賢剛」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

土地の所在「長船町磯上■■■」。登記地目、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 404m²」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 422. 09m²」。農地区分10aあたり

「第1種農地 米420kg」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定で10aあたり■ ■円、農用地区域内です。位置図は資料19頁をご覧ください。日本マタイ株式会社から南へ500mの辺りが今回の申請地です。

【6番案件】

譲受人「長船町服部517番地5 不動産 株式会社K.Tホーム 代表取締役 早坂 幸次」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

土地の所在「長船町福岡■■■」。登記地目「田」、現況地目「畑」。面積「651m²」。転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建3棟 167.73m²」。建ぺい率「25.70%」農地区分10aあたり「第2種農地 普通畑」。資金「■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転で10aあたり■ ■円、農用地区域外です。位置図は資料21頁をご覧ください。オハヨー乳業長船工場から400mの辺りに位置します。

以上、説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 1番案件について、この地区はご承知のように住宅地がどんどんできておりまして、水路など生活排水についても問題ありません。

議 長 2番案件について、田中委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局 2番案件について、借り人は現在四世代で生活しており子供が中学生となり住宅が手狭となっております。両親が苺栽培をおこなっているため、将来農業経営を引き継ぐ予定もあり、営農に便利な実家近くに建設を予定されております。

議 長 3番案件について、山内委員より説明をお願いします。

山 内 委 員 3番案件について、譲受人は備前焼の陶芸家で、陶芸窯を築く農地を探しておりましたが、譲渡人の所有地が周辺民家もなく、窯を築くには適していることから話がまとまりました。山の頂上になる畑で周りは樹木に囲まれていて、一番近い民家からもかなり離れていることから問題はないと思います。

議 長 4番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大 森 委 員 4番案件について、譲受人は駄菓子を販売されています。連休は県道に車が渋滞となります。近隣住民に迷惑をかけていることから、駐車場の増設です。住民に説明会を行い、参加できなかった方には後日、説明をしていただいております。今回の駐車場はバスと乗用車の利用を予定しております。

議 長 5番案件について、3条申請のときに説明しておりますので今回は場所の確認のみで次に移させていただきます。6番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山 本 委 員 6番案件について、この案件について、私は了解の判断を押しておりません。10月の農業委員会のときにご相談した案件でして、畑状態にす

るということすでに申請を出されて、許可がおりて、実際は残土のような土壌を敷いた案件です。その当時申請通りに畑で使用しておればこのようなことにはならなかつたのですが、用途が変わった段階で本来の手続きができれば良かったのではと思っています。写真にもあるように、耕作できない状態です。畑にするからということで、田んぼに盛り土をするような案件とは状況が違うように思っています。碎石を引けば耕作できない状態になるため、農地を農地以外のものにしたと判断しております。すでにやってしまっているので無断転用と考えられると思います。農地を畑にしましようということで、1年1作は作って、改めて申請してきてはどうかと伝えてきましたが、連絡があつて見に行くとあのような状態で、最初に見に行った時はほとんどの土地を埋めており、東側は残土が山になって、草も生え、ほったらかしの状態だったのですが、せめて畑の状態になればと思っていたのですが、逆にそれ以上に土を置いて、碎石で転圧して、とても了承できないと思い、事務局にも相談しました。確認書については説明を聞いたからということの証として判子を押してもらえばよいと聞きまして、説明を聞いたから押さないといけないのかなと思いましたが、これを許可していたらこれからもどんどん同じような案件が出てきて示しがつかないので、速やかに回復命令を出して、本来の申請をしていただけたらいいと思います。

- 議長 6番案件の農地についての顛末が分かれば事務局から説明お願ひします。
- 事務局 今回の申請にあたりまして現場を確認して、また譲渡人の話を聞きながら、協議をさせていただきました。申請にあたり、このようになった経緯を顛末書として出していただきております。その顛末書を読み上げます。本申請において、農地については農地改良後、畑を行う予定でしたが、造成を土木業者に依頼した際に、土に石等が混入し、農業に適さない土で造成が完了いたしました。また、隣接地が耕作放棄地となっており、農業を行う環境が難しくなったこともあります。宅地へ申請する経緯となったものです。以後、このような経緯がないように取り組んでまいりたいと思います。
- 議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願ひします。
- 宇津木委員 6番案件、推進委員が判子を押されてないとのことですが、判子がないまま手を挙げるのはどうかと思います。そのあたりはどうでしょうか。
- 事務局 推進委員が確認してこの場で審議して皆さんに採決いただくというのが一番いいかと思います。この案件について、事務局と山本委員とも話し合って、一度止めて、是正した部分もあるのでこれ以上の過度のやり直し、現状回復は相応しくないと思っております。会長とも相談し、事務

局としては受理したというかたちになります。今後について、農業委員が手をあげにくい、あげやすい、あるかもしれません、そのあたりは農業委員の採決しかない、事務局として手をあげる訳にはいかないので、状況を鑑みて判断していただくしかないかと思います。

書類的な補足をします。先ほど宇津木委員から、推進委員の印鑑がないままで審議するはどうかと意見がありましたが、申請に対して推進委員に判子を押していただいている確認書ですが、瀬戸内市としては市が必要と認める書類として頂戴しておりますが、法律に照らし合わした場合にその書類は法廷書類をいう位置付けにはなっておりません。これがなかったから申請ができないといったものではないですが、推進委員が確認されたということがこちらもその書類をもって分かるため添付をいただいております。

山本委員 建設工事で発生した残土によって、埋め立てが行われる場合は土砂を捨てるという目的があると判断されるようです。建物が建っているわけではないですが、駐車場になっているから資材置場の場合も農地転用に該当する、すでにやっているから、無断転用、これでいけばいいは通らない話です。せめて畠として使えるような状態になったなという形にして仕切り直しをするのがいいと思います。畠状態の基準はないというようなことも事務局には言われましたが、畠状態は作物の栽培ができる状態で、何cm、どういう土を積んだらいいとか基準に基づいて言うのではなく、一般的に言うのがいいと思います。

議長 特に6番案件について、様々な誤解を招きやすい。この件について、この土地の持ち主が水田として購入して、管理をしようと思ったら、水田として管理はできにくいということで、水田以外の農地として管理をしようという考えになり、吉井川土地改良区に水がいらないから脱退させてくださいということで脱退して、畠として申請、その畠は約1m植えるような状態です。畠として作っていたなかで完成をする前、いわゆる、種蒔きや、苗を植えるような状態ではない、畠を作っている途中のなかで、この5条申請ということに至った。非常にややこしい内容が含まれております。私が先ほど申し上げました内容で、事務局が処理をしたものという状況です。

佐藤委員 話はますが、この埋め立てをしている最中に、今直せというのもしんどいと個人的には感じますけど、こうなっている途中、ここに残土を入れている途中に農業委員が見て、そこでおかしいなということを言えなかつたのでしょうか。今、私のところではないんですけど、こうなってしまった後に、言ってもどうにもならないということはないんですけど、何か土がおかしいのを移しているなというときにちょっと言ってあげる等はなかつたのでしょうか。その上でこうなつてしまったら問題はあり

ますし、見ているのに、知らないふりではないんですけど、そういう疑問を抱いて、今後の参考のためにお聞かせ願いたいです。

山本委員 この判子を押してほしいということで、場所が分かったので、すぐ現場を見に行きました。この写真には写っていない手前の辺りがまだ田んぼのような状態でした。そのあと事務局に言ったのでしょう。しばらく経って連絡があって見に行ったらあの状態でした。今置いている土を押して、平らにしていけば、すぐに畑で使える状態ではないにしても、碎石や駐車場ではないので、そういうふうになるのかなと思っていたら、この写真のような状態で、カチカチでスコップも立たない状態が今の状態です。現状の土を取って、最初の状態にするのは酷かなという気持ちがありました。こちらの気持ちを逆手に取るようなことをされたので、どういうことですかと話をしました。

事務局 山本委員がおっしゃるように、今の状態とは下がった状態で畑がしあがるものと思っていた。今は真砂のような土が入っていますが、以前は再生クラッシャーのようなもう少し黒いようなものが入っていました。それを実際よけて、畑のような感じにならなくても均してくださいと指導しました。蓋を開けてみたら、高さは上がっていましたが、土のように仕上がっているというのが現状なので、一度申請する前に、却下され、指導はして、指導通りにはなってないですけど、一度手を加えたような形になって、申請も一旦辞めて、私は山本委員とは意見が異なるのですがこれ以上の費用を掛けさせて、どんどん延ばさせたり、これから一度作付してくださいというのは非常に酷なのではないかなという意見です。

議長 一応まだ畑としての登記がついてないので、畑としての登記がついたら登記所が見に来ます。畑かどうかということが決まるわけですが、発展の途中ということで色々と問題が起きてきていますが、他にございませんか。

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番から6番までの案件について、許可に賛成の方は举手をお願いします。

1番から5番案件

(賛成者举手)

6番案件

(否決)

山本委員 今回の申請の方については色々あります。私も地元なのでよく知っています。これからはこういった案件については特に農業委員のほうに連絡したり、そのときに事務局も見るなりしていかないと同じ事がすぐ起きます。それから、話が長くなりますが、他の業者ですが、畑にしようと

思いますと連絡してきました。太陽光の工事が済んで、苗木も植えているけど、管理をしていない。度々言って、水が来る水口を開けたままにしていて、雨が降ったあとでも放っていたり、そんな状態から畠にします、はじめから畠にするつもりではと言ったのですが、結局、管理します、草刈しますと言ってしていない。他の地区ではどうですか。そんなことが事務局にも入ってないですか。

議長 この件については、ここで否決されたということは、畠にしようとする人が畠にして、種を蒔いて、苗を植えて、完全な畠にしないと売ることができないということを農業委員会がはっきりさせたと、否決したということはそういう内容にとられます。よろしいですね。完全に畠にする途中で売買はできないということを決めたということになります。それでは採決は終わりまして、続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、5頁をご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)
ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。
それではその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、1月の通常総会は、1月15日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室にて9時30分から開催予定です。2月の通常総会は2月13日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室にて9時30分から開催予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度12月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和6年12月10日

議長 藤原和正

署名委員 藤原由果

署名委員 宇津木康文